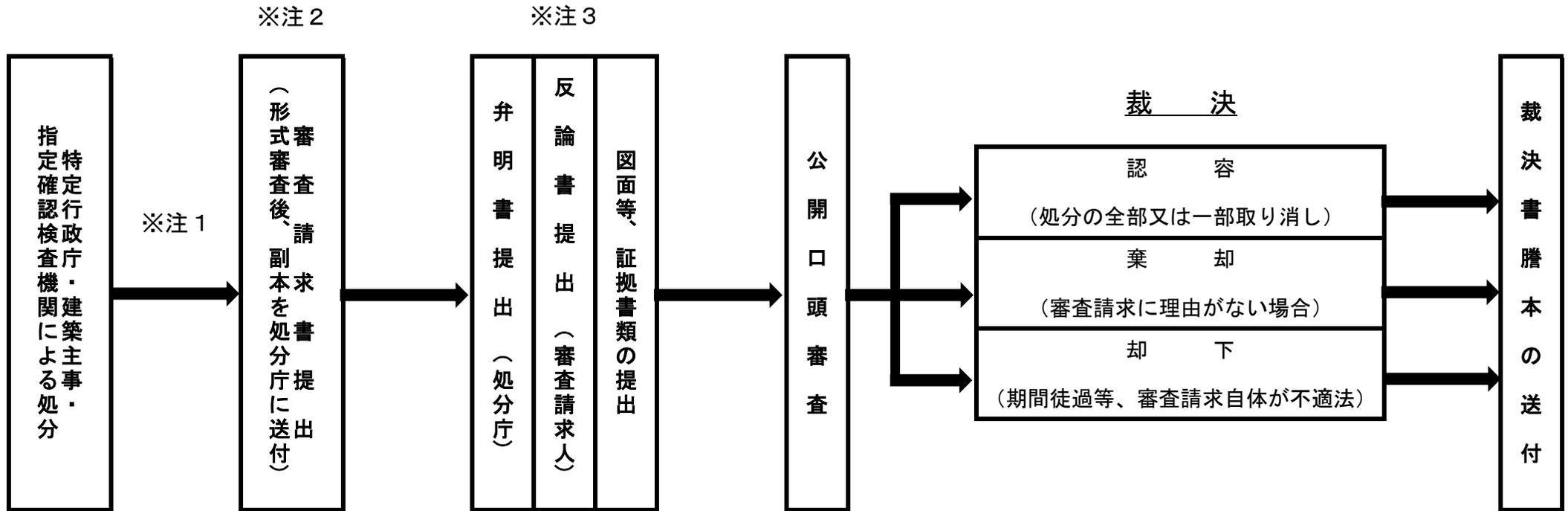


## 審査請求の基本的な流れ



※注1 審査請求の提起期間は、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、処分があった日の翌日から起算して1年以内と定められています（行政不服審査法第18条第1項及び第2項）。

※注2 事務局で形式的な審査を行い、明白な誤りや記載漏れがある場合には任意に訂正を求める場合があります。  
また、建築審査会への上程後であっても、審査請求書に不備が認められた場合は補正命令を出す場合があります（行政不服審査法第23条）。

※注3 提出書類は、すべて正本（事務局保管用）・副本（相手方への送付用）の2部提出していただきます。また、弁明書及び反論書等の提出は数回繰り返される場合があります。